

私立高等学校経営健全化対策の策定方向

1 健全化対策の内容及び策定の方法

- (1) 経営健全化基本方針
- (2) 経営健全化を進めるための具体的方策
- (3) 経営健全化実施計画表並びにこれに付随する関係書類（計画期間5年間）

2 経営健全化対策の目標

- (1) 経営収支を黒字に転換するため経営収支不足額の解消を計画的に行うこと。
- (2) 固定負債の減少を図るため、経常収支の改善を行うこと。

3 経営健全化対策を進めるにあたっての留意事項

(1) 経営健全化対策策定の基本

経営健全化対策は、学園が自主的に策定推進するものであって、確実に実現可能なものとする。

(2) 生徒数の見通し

学校の過去の実績等に基づき入学見込者数を客観的に把握するなど確度高いものとする。

(3) 収入の見積

ア 生徒納付金

平成30年度以降の生徒納付金の引き上げを見込む場合は、父母負担の増加の抑制を考慮し、必要最小限にとどめること。

イ 寄付金

原則として経営的に収入される確実な額とすること。

ウ 上記以外の収入

過大ではなく確実な額とすること。

(4) 支出の見積

ア 経営支出

学園の計画目標との関連において、各経費とも実施可能な額を見積ること。

イ 施設整備費

教育上特に必要なものに限るものとし、借入金を充当する場合は、その償還による後年度の財政負担と財政見通しを見極め経営悪化の要因とならないように配慮すること。

ウ 上記以外の支出

学園の計画目標との関連において、実施可能な額を見積ること。

(5) 固定負債

計画年度末の固定負債の額は、原則として、前年度に比べ減少となるようにすること。